

松本サリン事件年表

下線部分が遺族が取ってきた措置

55年 3月	松本智津夫、熊本県八代郡で出生
89年 8月29日	オウム真理教が宗教法人の認証を受ける
89年11月 4日	坂本弁護士一家殺害事件がおこる
93年 6月28日	亀戸新東京総本部異臭事件が発生
93年 7月 9日	麻原、高知の説法会でサリンという言葉を使う。
93年夏ころ	クシティガルバ棟完成
93年10月ころ	第7サティアン完成
93年11月ころ	クシティガルバ棟でサリン600グラムの生成成功
93年11月中旬	創価学会池田大作氏ボア計画の実行（失敗）
94年 3月31日	麻原仙台支部の講演でサリンに言及
94年 6月27日	<u>松本サリン事件発生</u>
	<u>翌日、遺族らが松本市で遺体と対面する。</u>
94年 7月 4日	事件の原因がサリンと断定される。
94年 7月 9日	上九一色村異臭騒動（1回目）
94年 7月15日	〃 （2回目）
94年 7月19日	松本支部でこの日判決が予定されていた。
94年 7月30日	河野さん退院記者会見
94年 8月 9日	オウム真理教、波野村と和解（9億2000万円）
94年 8月30日	波野村よりオウム真理教に対し5億円の送金
94年 9月ころ	怪文書「松本サリン事件に関する一考察」が出回り始める。
95年	
95年 1月 1日	サリン報道（読売新聞朝刊）
95年 2月28日	假谷さん拉致事件
95年 3月19日	大阪府警が強制捜査（大阪支部長ら3人が逮捕される）
95年 3月20日	地下鉄サリン事件がおこる。
95年 3月22日	本格的強制捜査が着手される（1都2県25か所）
	現金7億円と1000万相当の金塊が現場から発見されたとの報道。
95年 3月30日	国松孝次警察庁長官狙撃事件
95年 4月23日	村井秀夫刺殺事件
95年 5月 5日	新宿駅青酸ガス発生未遂事件
95年 5月16日	松本智津夫被告が逮捕される。
	青島知事宛郵便物爆破事件
95年 6月12日	松本サリン事件合同捜査本部設置
95年 6月13日	政府「オウム真理教問題関連対策関係省庁連絡会議」初会合
	警察、文化、法務、建設、厚生、労働、自治など関係省庁の局長クラス

	が参加したが、その後まったく機能せず。
95年 6月13日	参院予算委「オウム真理教」問題を集中審議
95年 6月27日	<u>声明：「松本サリン事件から一周忌を迎えるにあたって」</u> この問題で初めて、4遺族が記者会見に望む。
95年 6月30日	東京都と国が宗教法人オウム真理教の解散請求を申し立てる。
95年 7月14日	<u>声明：「松本サリン事件の犯人が逮捕されたことにあたって」</u> 麻原以下12名、松本サリン事件で逮捕
95年 7月16日	松本市地域包括医療協議会、信州大医学部で症状の重かった154人に対して再検診を始める（無料）
95年 8月 7日	麻原以下12名松本サリン事件で起訴
95年 8月 7日	<u>声明：「麻原被告らが起訴されたことにあたって」</u>
95年 8月10日	遺族ら自身で宗教法人オウム真理教の解散請求の申し立てる。
95年 8月11日	<u>遺族ら宗教法人オウム真理教と松本智津夫被告に対し損害賠償請求を提訴（以下第1次訴訟）</u>
95年 8月15日	オウム真理教の預金に対する仮差押えの決定が出される。
95年 8月31日	波野村からオウム真理教への7000万の送金の仮差し押さえ
95年10月15日	オウム真理教の資産隠しに関する声明
95年10月26日	松本智津夫被告の初公判→延期される。
95年10月30日	東京地方裁判所が宗教法人解散命令
95年11月 3日	<u>遺族らオウム真理教の解散命令に対する即時抗告へ声明</u>
95年11月28日	<u>オウム真理教の預金を仮差押さえした4遺族が、強制執行の異議と称して、125名の信者らに訴えられる（後に取り下げ）。</u>
95年12月11日	<u>松本サリン、地下鉄サリン、坂本弁護士、假谷さん拉致事件の各被害者らが連名でオウム真理教に対する破産申し立て</u>
95年12月12日	国が破産申し立て
95年12月14日	<u>オウム真理教に対する破産法上の財産保全処分決定（資産凍結）</u>
95年12月19日	東京高等裁判所、解散命令の抗告の棄却決定（解散命令確定）
95年12月20日	破防法の弁明手続が官報に公示される。
95年12月20日	<u>松本サリン事件一次訴訟第1回口頭弁論</u> <u>遺族が裁判所で意見陳述。</u>
96年 1月30日	最高裁、解散命令の特別抗告の棄却決定
96年 3月28日	<u>オウム真理教破産決定</u>
96年 4月18日	松本智津夫第1回公判
96年 5月23日	松本智津夫第3回公判（松本サリンの起訴状朗読）
96年 5月29日	<u>第1次訴訟において、2遺族の本人尋問（阿部和義、伊藤洋子）</u>
96年 6月27日	<u>松本サリン事件で、実行犯ら9名を追加提訴（以下第2次提訴）</u>
96年 7月10日	<u>第1次訴訟において、2遺族の本人尋問（小林房枝、安元雅子）</u>
96年 9月20日	<u>第2次訴訟第1回口頭弁論において、遺族が意見陳述</u>
96年 9月25日	<u>第1回破産債権者集会</u> <u>阿部和義氏が遺族の代表として意見陳述</u>
96年11月 1日	<u>第2次訴訟第2回口頭弁論一被告ら欠席で終結</u>

96年12月10日 第2次訴訟において、遠藤誠一、口頭弁論の再開の申し立て
 →弁論が再開される。
 96年12月20日 判決（遠藤誠一以外の被告）
 96年 2月19日 第2回破産債権者集会
 97年 2月 4日 第2次訴訟、第3回口頭弁論期日
 97年 3月11日 松本サリン事件被害者弁護団、地下鉄サリン事件被害対策弁護団と連名
 で、内閣総理大臣、大蔵大臣、自治大臣あてに「オウム真理教破産手続
 きにおける被害者救済のための要請」を提出
 97年 4月15日 2次提訴、第4回口頭弁論期日（遠藤誠一証人尋問予定→欠席）
 97年 6月17日 第2次訴訟、第4回口頭弁論期日（弁論終結）
 97年 6月26日 オウム真理教の被害者救済のための衆議院会館集会を開催
 97年 8月26日 第2次訴訟、遠藤被告に対する勝訴判決
 97年 8月29日 遺族から遠藤被告宛に通知書を発送
 97年10月15日 第3回破産債権者集会
 97年12月 2日 松本智津夫被告らの起訴状の訴因が変更される。傷害被害者を地下鉄サ
 リンで14人、松本サリンで4人に絞りこみ、その他3780人、140人を訴因
 から落とした。
 97年12月14日 有楽町駅前で、地下鉄サリン事件被害者の会と合同で署名活動
 98年 2月12日 松本智津夫被告の公判で松本サリン事件の審理が始まる（第65回公判）
 98年 3月25日 第4回破産債権者集会
 98年 4月13日 地下鉄サリン事件被害対策弁護団と連名で、参議議員と参議院議員法務
 委員会の委員へ「オウム真理教に係る破産手続における国の債権の特例
 に関する法律案修正の要望」と題する要望書を提出
 98年 4月23日 第5回破産債権者集会
 98年 4月24日 「オウム真理教に係る破産手続きにおける国の債権に関する特例に関す
 る法律」が公布施行
 98年 6月12日 東京地方裁判所、富田隆に対し、懲役17年の判決
 98年 6月24日 声明：「松本サリン事件4周年にあたって」
 98年 6月30日 藤永幸三被告から遺族宛ての謝罪文を受け取る
 98年10月14日 第6回破産債権者集会
 99年 6月 本報告書の発行

「松本サリン事件報告」一事件から5年を過ぎて一 定 価 300円

発行日：1999年6月24日

問い合わせ先：東京都千代田区二番町9番地8号

発 行：松本サリン4遺族

中労基協ビル3階

松本サリン事件被害者弁護団

弁護士 紀 藤 正 樹

TEL 03-3265-6071

表7 情報管理部

文書管理規程別表第1の備考の第2項に規定する標準文書保存期間基準(保存期間表)

施行日 令和4年4月1日

大分類コード	大分類名	中分類コード	中分類名	小分類コード	小分類名	法人文書ファイル名	保存期間(年)
AA	総合調整	0	総合	0	総合	事務分掌	3
AA	総合調整	1	総合企画	5	サイバーセキュリティ・情報化推進	サイバーセキュリティ・情報化推進	10
AA	総合調整	4	文書・公印	2	文書	決裁文書処理補助簿	5
AA	総合調整	4	文書・公印	2	文書	法人文書保管管理関係	5
AA	総合調整	5	庶務	3	庶務	物品供用簿	5
AC	人事・労務	3	服務	1	就業	非常勤職員・事務補助員雇用関係	3
AD	情報システム(LAN)	1	総合企画	1	システム開発	システム開発関連	10
AD	情報システム(LAN)	1	総合企画	2	システム運用・保守	システム運用・保守関連	10
BB	消費者情報	0	総合	1	連絡調整	事務関係	3
BB	消費者情報	0	総合	1	連絡調整	物品購入	3
BB	消費者情報	1	情報システム	1	システム開発	病院危害情報	10
BB	消費者情報	1	情報システム	1	システム開発	消費生活相談情報	10
BB	消費者情報	1	情報システム	3	システム運用・保守	回線接続関係	10
BB	消費者情報	1	情報システム	3	システム運用・保守	システム関連機器賃借料	10
BB	消費者情報	2	運営	1	情報収集	情報収集(病院関連)	10
BB	消費者情報	2	運営	1	情報収集	消費生活センター関連(危害情報を含む)	10
BB	消費者情報	2	運営	3	情報提供(要請)	情報提供(省庁資料請求)	10
BB	消費者情報	2	運営	3	情報提供(要請)	情報提供(法令照会)	10
BB	消費者情報	2	運営	3	情報提供(要請)	情報提供(8条6項照会 他)	10
BB	消費者情報	2	運営	3	情報提供(要請)	情報提供(情報公開請求対応)	5
BB	消費者情報	2	運営	3	情報提供(要請)	情報提供(規程等)	10
BB	消費者情報	3	業務支援(PIO-NET)	1	相談情報	相談情報	10
BB	消費者情報	1	情報システム	1	システム開発	PIO-NET改革推進	10